

○戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い住宅の整備を促進するため、耐震診断を実施する市内の既存住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において戸田市既存住宅耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(耐震診断)

第2条 補助の対象となる耐震診断は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国土交通省監修による一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断
- (2) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）に諮り、妥当と判定された耐震診断

(耐震診断者)

第3条 補助の対象となる耐震診断を実施する者は、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）に所属する建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士とする。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に適合し、市内に存する平成12年5月31日以前に着工された戸建住宅、兼用住宅、共同住宅又は長屋住宅（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工された建築物にあつては、木造在来軸組工法によって建てられた戸建住宅、兼用住宅、共同住宅又は長屋住宅で地上2階建て以下のものに限る。）とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者であり、かつ、市税を滞納していないものとする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者
- (2) 補助対象建築物を所有する建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者（以下「区分

所有者」という。)の代表の者(補助対象建築物が、区分所有法第1条の規定に該当する建築物の場合に限る。)

(補助金交付額)

第6条 補助金交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木造建築物又は木造以外の戸建住宅若しくは兼用住宅の場合は、耐震診断に要した費用で、かつ、10万円を限度額とする。
- (2) 木造建築物以外の共同住宅及び長屋住宅の場合は、耐震診断に要した費用の2分の1以内で、かつ、一戸当たり2万円とし、一棟当たり100万円を限度額とする。

(交付申請)

第7条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断を実施(契約を締結することを含む。)する前に、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取り図、配置図及び平面図
- (2) 耐震診断費用の見積書の写し
- (3) 建築確認が行われていることを証明する書類又は法に適合していることを証明する書類の写し
- (4) 家屋評価証明その他の補助対象建築物の所有を証明するもの
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 管理組合等の総会において耐震診断の実施について決議がなされたことを証明する書類の写し(区分所有者の代表の者に限る。)
- (7) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付することを決定したときは、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の実績報告書)

第9条 申請者は、耐震診断が終了したときは、速やかに戸田市既存住宅耐震診断実績報告書(第3号様式)に、次に掲げる関係書類を添付して、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 契約書の写し又はそれに代わるもの
- (3) 耐震診断報告書の写し(第2条第1号に該当する耐震診断に限る。)

(4) 耐震判定委員会による判定結果等が記載された書類の写し（第2条第2号に該当する耐震診断に限る。）

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、補助金の額を確定したときは、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付確定通知書（第4号様式。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付請求書（第5号様式）に確定通知書の写しを添付して、市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が第3条の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、戸田市既存住宅耐震診断補助金返還請求書（第6号様式）により、申請者に期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の第1号様式、第3号様式及び第5

号様式は、当分の間取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和8年3月30日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式は、当分の間取り繕って使用することができるものとする。

第1号様式（第7条関係）

戸田市既存住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者 住 所
(所有者)氏 名
電話番号

戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

建築物の名称		
建築物の所在地	戸田市	
診断概算費用	金	円
補助金交付申請額	金	円
用 途	戸建住宅 兼用住宅() 長屋 共同住宅	
規 模	階数 地上 階	延べ面積 m ²
建 築 年 月 日	年 月 頃 (着工・竣工)	
建 築 確 認	年 月 日 第 号	
耐震診断予定期間	着手 年 月 日 から 終了 年 月 日	
建 築 士 事 務 所	氏 名 建築士事務所 () 建築士事務所() 登録 第 号 所 在 地 電 話 番 号	
建 築 士	氏 名 資格(一級・二級・木造)建築士() 登録 第 号	
備 考		

※添付書類

- (1) 付近見取り図、配置図及び平面図
- (2) 耐震診断費用の見積書の写し
- (3) 建築確認が行われていることを証明する書類又は法に適合していることを証明する書類の写し
- (4) 家屋評価証明その他の補助対象建築物の所有を証明するもの
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 管理組合等の総会において耐震診断の実施について決議がなされたことを証明する書類の写し（区分所有者の代表の者に限る。）
- (7) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市既存住宅耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった戸田市既存住宅耐震診断補助金については、下記のとおり決定したので、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地 戸田市
- 3 補助金交付額 金 円
- 4 補助金交付時期 耐震診断が終了し、補助金交付確定後交付する。

第3号様式（第9条関係）

戸田市既存住宅耐震診断実績報告書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

申請者 住 所
（所有者）氏 名
電話番号

耐震診断が終了したので、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱第9条の規定により下記の関係書類を添付して報告します。なお、この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称	
建築物の所在地	戸田市
補助金交付額	金 円
建築士事務所	氏 名 建築士事務所（ ）建築士事務所（ ）登録第 号 所 在 地 電 話 番 号
建 築 士	氏 名 資格（一級、二級、木造）建築士（ ）登録第 号
耐震診断期間	着手 年 月 日 終了 年 月 日

※添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 契約書の写し又はそれに代わるもの
- (3) 耐震診断報告書の写し（第2条第1号に該当する耐震診断に限る。）
- (4) 耐震判定委員会による判定結果等が記載された書類の写し（第2条第2号に該当する耐震診断に限る。）

第4号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市既存住宅耐震診断補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で決定があった耐震診断について、下記のとおり確定したので、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 建築物の名称

2 建築物の所在地 戸田市

3 補助金交付確定額 金 円

第5号様式（第11条関係）

戸田市既存住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

申請者 住 所
（所有者）氏 名
電話番号

戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 交付請求金額

_____ 円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	口座の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

※添付書類

戸田市既存住宅耐震診断補助金交付確定通知書の写し

第6号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名

戸田市既存住宅耐震診断補助金返還請求書

耐震診断補助金について、戸田市既存住宅耐震診断補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返 還 期 限 年 月 日まで
- 3 返 還 方 法 別紙戸田市返納通知書による
- 4 補 助 年 度 年度
- 5 補助金交付確定額 年 月 日 第 号
通知日及び番号
- 6 補助金交付確定額 金 円
- 7 補助金交付確定額 年 月 日交付 金 円
の 既 交 付 額
- 8 返 還 事 由